

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府立総合社会福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則 (健康福祉総務課)	149
告 示	
○京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱の一部を改正する告示 (地域福祉推進課)	150
○京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例第3条第1項の規定によりものづくり産業等集積促進地域を指定する告示の一部を改正する告示 (産業立地課)	154
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局)	〃
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (〃)	155
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○道路の区域決定 (丹後土木事務所)	〃
○道路の区域変更 (山城南土木事務所)	156
○道路の供用開始 (山城南土木事務所、丹後土木事務所)	〃
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅課)	〃

公 告	
○建設業法に基づく処分 (指導検査課)	157
○所有者不明土地の収用及び使用についての裁定申請 (用地課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所)	〃
○建築基準法施行細則に基づく特定通路の指定 (山城北土木事務所)	158

選挙管理委員会

○政治団体の設立	〃
○政治団体届出事項の異動	159
○政治団体の解散	160
○政治団体の収支報告書の要旨	〃
○資金管理団体の指定	161
○資金管理団体届出事項の異動	162
○資金管理団体の指定の取消し	〃

正 誤

○平成 5 年 9 月28日付け京都府公報第482号中	163
-----------------------------	-----

規 則

京都府立総合社会福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第10号

京都府立総合社会福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立総合社会福祉会館条例施行規則（平成 7 年京都府規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 音響設備の項中「1, 630」を「1, 850」に、「1, 320」を「1, 500」に、「1, 120」を「1, 270」に改め、同表映写設備の項を次のように改める。

映 写 設 備	ビデオプロジェクター	1 台	4,760	
	オーバーヘッドプロジェクター A	1 台	4,760	スクリーンを含む。
	オーバーヘッドプロジェクター B	1 台	670	スクリーンを含む。

別表第 1 照明設備の項中

「ホリゾントライト」を

「アッパーホリゾントライト」に、「1, 930」を「2, 200」

に、「270」を「300」に、「2, 440」を「2, 780」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

京都府告示第105号

京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 14 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱の一部を改正する告示

京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱（平成23年京都府告示第429号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「第17条第 1 項」を「第18条第 1 項」に、「第18条第 1 項第 3 号」を「第19条第 1 項第 3 号」に、「定める」を「規定する」に改める。

第 4 条第 1 号中「（昭和45年法律第85号）第 2 条」を「（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児若しくは 2 歳に満たない幼児又は複数の多胎児（3 歳に満たない者に限る。）を現に監護するものをいう。以下同じ。）

第 6 条第 2 項第 4 号中「第 4 条第 6 号」を「第 4 条第 7 号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「第 4 条第 5 号」を「第 4 条第 6 号」に改め、同項中同号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 4 条第 5 号に掲げる者 監護される者が 2 歳（多胎児にあっては、3 歳）に達するまでの期間

別表第 1 の 2 の項中「特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者」を「特定医療費（指定難病）受給者（注の 1）、特定疾患医療受給者（注の 2）又は小児慢性特定疾患医療費受給者（注の 3）」に改め、同表の 4 の項中「出産後 12 箇月まで」を「産後 12 箇月までの間にある者」に改め、同表の 6 の項中「認められる」の右に「者である」を加え、同項を同表の 7 の項とし、同表の 5 の項中「認められる」の右に「者である」を加え、同項を同表の 6 の項とし、同表の 4 の項の次に次のように加える。

5 保護者	乳児又は 2 歳（多胎児にあっては、3 歳）に満たない幼児を現に監護していること。
-------	---

別表第 1 に注として次のように加える。

- 注 1 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に規定するものをいう。
2 特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年 4 月17日衛発第242号）に規定するものをいう。
3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定するものをいう。

別表第 2 の 2 の項中「特定疾患医療受給者票又は小児慢性特定疾患医療受診券」を「特定医療費（指定難病）受給者証（注の 1）、特定疾患医療受給者票（注の 2）又は小児慢性特定疾患医療受給者証（注の 3）」に改め、同表の 6 の項中「身分証明書」を「本人確認書類」に改め、「、保険証」を削り、同項を同表の 7 の項とし、同表の 5 の項中「身分証明書」を「本人確認書類」に改め、「、保険証」を削り、同項を同表の 6 の項とし、同表の 4 の項の次に次のように加える。

5 保護者	監護される者の年齢を確認することができる書類（母子健康手帳等）
-------	---------------------------------

別表第 2 に注として次のように加える。

- 注 1 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定するものをいう。
2 特定疾患治療研究事業実施要綱に規定するものをいう。
3 児童福祉法に規定するものをいう。

別記第 1 号様式中「電話番号」を「電話番号
メールアドレス」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、

名 称		名 称		希望するステッカーの大きさ・枚数		希望するステッカーの枚数	希望するカラーコーンカバーの枚数	
所在地		(1) 所在地		A 2 枚		車椅子使用者用駐車施設 A 2 枚	車椅子使用者用 駐車施設	枚
用 途		用 途		A 3 枚		プラスワン駐車区画 A 2 枚	プラスワン駐車 区画	枚
名 称		名 称				A 3 枚		枚
所在地	を	(2) 所在地	に、	A 2 枚	を	車椅子使用者用駐車施設 A 2 枚	車椅子使用者用 駐車施設	枚
用 途		用 途		A 3 枚		プラスワン駐車区画 A 2 枚	プラスワン駐車 区画	枚
名 称		名 称				A 3 枚		枚
所在地		(3) 所在地		A 2 枚		車椅子使用者用駐車施設 A 2 枚	車椅子使用者用 駐車施設	枚
用 途		用 途		A 3 枚		プラスワン駐車区画 A 2 枚	プラスワン駐車 区画	枚
						A 3 枚		枚

の大きさ・枚数」を「プラスワン駐車区画数」に、「希望するサイズ及び枚数」を「施設から経路の長さができるだけ短くなる位置に設けられた、幅2.5m以上3.5m未満の駐車区画を協力駐車場として確保することができる場合に、その区画数」に、「掲示していない車両が駐車しない」を「掲示している車両が優先して利用することができる」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

（その1）車椅子使用者用駐車施設



(その2) プラスワン駐車区画



別記第3号様式の(その1)の(裏)中

「対象駐車場を利用する場合のみに
使用可能です。」

「認められた内容で対象駐車場を
利用する場合のみに使用可能です。」

に改め、同様式の(その2)の(表)を次のように改める。

(表)



別記第3号様式の(その2)の(裏)中

「対象駐車場を利用する場合のみに
使用可能です。」

「認められた内容で対象駐車場を
利用する場合のみに使用可能です。」に改める。

別記第 4 号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 5 条関係）

京都おもいやり駐車場利用証交付申請書

年 月 日

京都府知事 様

申請者

郵便番号

住所

ふりがな

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり京都おもいやり駐車場利用証の交付を申請します。

- 1 歩行困難を伴う状況（該当する項目の□にレを記入してください。）
- ☐視覚障害、平衡機能障害又は肢体不自由である。 ☐歩行の際に介助や特別な器具などを要する。
- ☐下肢に震えやすくみが起こる。 ☐内部疾患等により、めまい、息切れ等が起こる。
- ☐歩行の際に介助者の特別な注意を必要とする。
- ☐その他（ ）

- 2 使用区分（該当する項目の□にレを記入してください。）

区分：対象		等級・手帳番号等	確認書類等
☐ 障害者	☐ 身体障害	☐ 視覚 4級以上	身体障害者手帳
		☐ 聴覚 3級以上	
		☐ 平衡機能 5級以上	
		☐ 上肢 2級以上	
		☐ 下肢 6級以上	
		☐ 体幹 5級以上	
		☐ 脳病変による運動機能障害	
☐ 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓 4級以上			
☐ 知的障害 障害程度マルA又はA	手帳番号 _____	療育手帳	
☐ 精神障害 障害区分 1 級	手帳番号 _____	精神障害者保健福祉手帳	
☐ 難病患者 ☐ 特定医療費（指定難病）受給者 ☐ 特定疾患医療受給者 ☐ 小児慢性特定疾病医療費受給者	受給者番号 _____	☐ 特定医療費（指定難病）受給者証 ☐ 特定疾患医療受給者票 ☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証	
☐ 高齢者等 ☐ 要介護 1 以上	要介護（ ） 被保険者番号 _____	介護保険被保険者証	
☐ 妊産婦 母子健康手帳取得～産後 1 年	出産（予定）日 ____年 ____月 ____日 母子健康手帳No. _____	母子健康手帳	
☐ 保護者	☐ 単胎児 （2 歳未満）	被監護者の生年月日 ____年 ____月 ____日	☐ 母子健康手帳 ☐ その他監護される者の年齢を確認することができる書類
	☐ 多胎児 （3 歳未満）	母子健康手帳No. _____	
☐ けが人 けが等で一時的に歩行困難な者	車椅子、つえ等の使用期間 ____年 ____月 ____日まで	診断書等 本人確認書類（運転免許証等）	
☐ その他 その他歩行困難者	状況等	診断書等 本人確認書類（運転免許証等）	

別記第 7 号様式の（裏）中「特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者」を「特定医療費（指定難病）受給者（注の 1）、特定疾患医療受給者（注の 2）又は小児慢性特定疾病医療費受給者（注の 3）」に、

⑤その他（①から④までに準じる者）

医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められること。

を

⑤その他（①から④までに準じる者）

医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められること。

に改める。

注 1 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に規定するものをいう。

2 特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和 48 年 4 月 17 日衛発第 242 号）に規定するものをいう。

3 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定するものをいう。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和 7 年 3 月 14 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の改正規定（「第 17 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に改める部分及び「第 18 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 1 項第 3 号」に改める部分に限る。）は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）別記第 1 号様式、別記第 4 号様式及び別記第 7 号様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後の京都おもいやり駐車場利用証制度要綱（以下「新要綱」という。）のそれぞれの規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。
- 3 旧要綱別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式により作成された案内掲示板及び京都おもいやり駐車場利用証で、この告示の施行の際現に使用されているものの取扱いについては、新要綱の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

京都府告示第 106 号

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例第 3 条第 1 項の規定によりものづくり産業等集積促進地域を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 14 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例第 3 条第 1 項の規定によりものづくり産業等集積促進地域を指定する告示の一部を改正する告示

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例第 3 条第 1 項の規定によりものづくり産業等集積促進地域を指定する告示（平成 25 年京都府告示第 161 号）の一部を次のように改正する。

表大久保地域の項の次に次のように加える。

国道 24 号沿道安
田町地区

宇治市のうち安田町五反坪、安田町鶴飼田及び伊勢田町西遊田（次の図に示す部分に限る。）

附 則

この告示は、令和 7 年 3 月 14 日から施行する。

京都府告示第 107 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和 7 年 3 月 14 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
福知山市大江町北原小字大谷8077、8078、8080から
8083まで、8092
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当
該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計
画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹
種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府
中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農
林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、
福知山市役所においてその関係書類を閲覧することがで
きる。)

京都府告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において
準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の
指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から
通知があった。

令和 7 年 3 月 14 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福知山市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当
該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計
画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹
種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図
面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づ
くり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課におい
て縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面
及び関係書類を閲覧することができる。)

京都府告示第109号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用
する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測
量を実施する旨測量計画機関の長である木津川市長から
通知があった。

令和 7 年 3 月 14 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
木津川市全域
- 2 測量の期間
令和 7 年 2 月 3 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 測量の種類
公共測量（数値地形データ更新）

京都府告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定
により、道路の区域を次のとおり決定する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和
7 年 3 月 14 日から令和 7 年 3 月 28 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 田井大垣自転車道線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延 長
宮津市字万年小字赤岩1061の2から 宮津市字文珠小字赤岩584の1まで	m	m
	最小 2.3	544.3
	最大 4.2	

- 4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建
設交通部道路管理課

京都府告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年3月14日から令和7年3月28日まで縦覧に供する。

令和7年3月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 木津加茂線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備 考
木津川市鹿背山鹿口20から 木津川市鹿背山鹿口20を経て 木津川市木津白口45（右）まで	前	最小 7.2 最大 9.3	64.9	工事に伴う仮設道の廃止
木津川市鹿背山鹿口20から 木津川市木津白口44の1（右）を経て 木津川市木津白口45（右）まで		最小 4.5 最大 9.1	51.9	
木津川市鹿背山鹿口20から 木津川市鹿背山鹿口20を経て 木津川市木津白口45（右）まで	後	最小 7.2 最大 9.3	64.9	
木津川市木津白口45（右）から 木津川市木津白口47（右）まで	前	最小 5.3 最大 6.1	45.3	
木津川市木津白口45の3から 木津川市鹿背山鹿口23の1地先まで	後	最小 5.4 最大 5.6	43.2	

- 4 縦 覧 場 所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年3月14日から令和7年3月28日まで縦覧に供する。

令和7年3月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 木津加茂線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
木津川市木津白口45の3から 木津川市鹿背山鹿口23の1地先まで	令和7年3月14日

- (4) 縦 覧 場 所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 田井大垣自転車道線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宮津市字万年小字赤岩1061の2から 宮津市字文珠小字赤岩584の1まで	令和7年3月14日

- (4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第113号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和7年3月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
一般社団法人あんしん生活協議会
西宮市甲子園浦風町3-6
- (2) 支援業務を行う事務所の所在地
相楽郡精華町光台九丁目11番21
- 2 (1) 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
株式会社703
京都市下京区東洞院通五条下る二丁目福島町515番地
- (2) 支援業務を行う事務所の所在地
京都市中京区室町通御池下る円福寺町342-1
VOICEビル21 301室

公 告

次の建設業者に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をした。

令和 7 年 3 月 14 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 処分をした年月日
令和 7 年 3 月 3 日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
株式会社甲辰
大阪市東住吉区矢田一丁目 4 番 10 号
代表取締役 津田 一彦
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業停止
 - (1) 停止を命じる営業の範囲
電気工事業について、地域を限定せず、民間工事及び公共工事に係るもの
 - (2) 営業停止期間
令和 7 年 3 月 17 日から令和 7 年 3 月 19 日までの 3 日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社甲辰は、建設業法第3条第1項に定める建設業の許可を有していないにもかかわらず、京都府木津川市内の商業施設LED化工事において建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2に定める金額を超える請負契約を締結した。
このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当し、同条第3項の規定により当該法人は監督処分の対象となる。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第27条第1項の規定による特定所有者不明土地の収用及び使用についての裁定の申請があった。

令和 7 年 3 月 14 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 申請した者の名称及び住所
国土交通大臣
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
- 2 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目
 - (1) 所在及び地番

舞鶴市字境谷小字長兵ヱ谷10014番

- (2) 地目
山林

3 裁定申請書の縦覧

- (1) 場所
京都府建設交通部用地課
京都府中丹広域振興局地域連携・振興部総務防災課（総合案内・相談コーナー）
- (2) 期間
令和 7 年 3 月 14 日から同年 3 月 28 日まで
- (3) 時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 異議等の申出

- (1) 申出者及び申し出るべき事項
次に掲げる者は、それぞれに掲げる事項を申し出るものとする。
ア 特定所有者不明土地の所有者、関係人又は準関係人であって、裁定申請書又は補償金額見積書に記載された事項について異議のあるもの 当該異議の内容及びその理由
イ 特定所有者不明土地の所有者であって、補償金額見積書に特定所有者不明土地の確知所有者として記載されていないもの（アに掲げる者を除く。）
当該特定所有者不明土地の所有者である旨
 - (2) 申出の方法
申出者は、3の(2)の期間内に、次に掲げる事項を記載した申出書にその権原を証する書面を添えて知事に提出するものとする。
ア 申出者の氏名又は名称及び住所
イ 当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番
ウ (1)のアに掲げる者にあつては、(1)のアに掲げる事項
エ (1)のイに掲げる者にあつては、(1)のイに掲げる事項
- ### 5 縦覧期間内に申し出がない場合
- 3の(2)の期間内に異議等の申出がない場合は、法第32条第1項の裁定をすることがある。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 7 年 3 月 14 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
向日市上植野町御妙林10の1、11の1、12の1、13の4、13の7、13の8、市有地
（関連区域）

向日市上植野町御妙林10の2の一部、12の3の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

向日市上植野町落堀17の1

四辻木材興業株式会社

建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）附則第3項の規定により、特定通路の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和 7 年 3 月 14 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土木 事務所名	特定通路の位置
TOK9038	令 7. 3. 6	京都府山 城北土木 事務所	久世郡久御山町東一口186 の1の先から東一口東島46 の2の先まで

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第 8 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体の設立に係る事項は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 14 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第一号)	公職の候補者の 氏名及び公職の 種類 (第二号)	届 出 年 月 日
にいみ彰平 後援会	新實 彰平	新實 彰平	京都市下京区七条通油小路 東入大黒町 227 第2キョー トビル 402	参議院議員	新實 彰平、 参議院議員	令和 6 年 11 月 25 日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
勝谷そうい ち後援会	山中 雅雄	勝谷 聡一	綴喜郡宇治田原町立川神上 36	令和 6 年 12 月 4 日
安持なるみ 後援会	安持 成美	安持 成美	京都市南区東九条烏丸町 46	令和 6 年 12 月 26 日
与謝野の会	佐賀 利裕	井上 重子	与謝郡与謝野町香河 310	令和 6 年 12 月 26 日

京都府選挙管理委員会告示第 9 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定により政治団体から届出のあった政治団体届出事項の異動に係る事項は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 14 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
京都維新の会京都市左京区支部	宇佐美 賢 一	主たる事務所の所在地	京都市左京区松ヶ崎河原田町 6 の 1 インペリアル松ヶ崎305	京都市左京区松ヶ崎海尻町11の 7	令和 6 年 11 月 11 日
社会民主党京都府第三区支部連合	中 村 在 男	会計責任者	来 住 文 男	飛鳥井 佳 子	令和 6 年 8 月 28 日
自由民主党京都府第三選挙区支部	森 干 晟	主たる事務所の所在地	向日市寺戸町東野辺10の 1	京都市伏見区竹田中川原町387 リンサンハイツ106、107	令和 6 年 11 月 29 日
自由民主党下京支部	小 巻 久 美	代表者	小 巻 久 美	小 巻 實 司	令和 6 年 12 月 4 日
京都維新の会	前 原 誠 司	代表者	前 原 誠 司	堀 場 幸 子	令和 6 年 12 月 15 日
自由民主党京都府軽自動車販売支部	日 比 優	代表者 会計責任者	日 比 優 加 藤 大 弘	佐 倉 重 則 日 比 優	令和 6 年 12 月 1 日
参政党京都府支部連合会	中 尾 敏 幸	代表者	中 尾 敏 幸	綱 田 博 行	令和 6 年 12 月 26 日

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
ウサミ京都市政研究会	宇佐美 賢 一	主たる事務所の所在地	京都市左京区松ヶ崎河原田町 6 の 1 インペリアル松ヶ崎305	京都市左京区松ヶ崎海尻町11の 7	令和 6 年 11 月 11 日
宇佐美けんいち後援会	平 松 敏 郎	主たる事務所の所在地	京都市左京区松ヶ崎河原田町 6 の 1 インペリアル松ヶ崎305	京都市左京区松ヶ崎海尻町11の 7	令和 6 年 11 月 11 日
京都・新しい公共を進める会	松 井 孝 治	主たる事務所の所在地	京都市中京区麩屋町通御池上る上白山町251の 1 グランローレ御所南401	京都市中京区烏丸御池西入北側龍池町448の 4	令和 6 年 9 月 1 日
活力京都よさの	岸 部 敬	代表者	岸 部 敬	足 立 経 彦	令和 6 年 12 月 1 日
かどかわ元気会	木 村 裕 一	主たる事務所の所在地	京都市右京区西京極北庄境町16 サーパーパス西京極103	京都市右京区太秦乾町33の13	令和 6 年 7 月 26 日

中島たけふみ後援会与謝野の会	中 島 武 文	代 表 者	中 島 武 文	足 立 経 彦	令和 6 年 12 月 1 日
京都府土地改良政治連盟	近 藤 永 太 郎	代 表 者	近 藤 永 太 郎	藤 原 秀 夫	令和 6 年 12 月 7 日
京都市長と福祉を語る会	高 屋 宏 章	主たる事務所の所在地	京都市中京区壬生相合町13の35 一バス 四条大宮 603	京都市西京区桂木ノ下町25の 2	令和 6 年 5 月 21 日
		代 表 者	高 屋 宏 章	小 石 玖三主	
		会 計 責 任 者	徳 岡 孝 之	小 山 幸 誠	



京都府選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体の解散に係る事項は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 14 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
日本維新の会衆議院京都府第4選挙区支部	松 井 春 樹	令和 6 年 10 月 31 日
自由民主党京都府京都市上京区第二支部	中 村 三之助	令和 6 年 12 月 11 日

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
松井はるき後援会	松 井 春 樹	令和 6 年 10 月 31 日
北近畿の明日をつくる会	塩 見 聡	令和 6 年 12 月 22 日
さが賢次と語る「市民参加の会」	松 山 正 治	令和 6 年 12 月 20 日



京都府選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 14 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

政治団体の収支報告書の要旨（解散団体分）
（単位 円）

（令和 5 年分）
さが賢次と語る「市民参加の会」

報告年月日	令和 6 年 12 月 25 日 (令和 6 年 12 月 20 日解散)
1 収入総額	724,904
前年繰越額	2,750
本年収入額	722,154
2 支出総額	722,154
翌年への繰越額	2,750
3 本年収入の内訳	
寄 附	722,154
個 人 分	722,154
4 支出の内訳	
政治活動費	722,154
その他の経費	722,154
5 寄附の内訳	
(個人分)	
嵯 峨 賢 次	722,154 福 知 山 市

（令和 6 年分）
日本維新の会衆議院京都府第 4 選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七 第一項第一号
公職の候補者の氏名	松 井 春 樹
公職の候補者に係る公職の種類	衆 議 院 議 員
報告年月日	令和 6 年 11 月 26 日 (令和 6 年 10 月 31 日解散)

1 収入総額	6,731,422
本年収入額	6,731,422
2 支出総額	6,731,422

3 本年収入の内訳		
寄 附	2,231,422	
個 人 分	1,939,404	
政 治 団 体 分	292,018	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	4,500,000	
日本維新の会	4,500,000	
4 支出の内訳		
経 常 経 費	2,551,506	
光 熱 水 費	109,767	
備品・消耗品費	431,000	
事 務 所 費	2,010,739	
政 治 活 動 費	4,179,916	
組 織 活 動 費	688,064	
機関紙誌の発行 その他の事業費	3,491,852	
機関紙誌の発行事業費	300,100	
宣 伝 事 業 費	3,191,752	
5 寄附の内訳		
(個人分)		
松 井 一 史	700,000	京都市北 区
松 井 春 樹	1,219,404	〃 〃
年間五万円以下のもの	20,000	
(政治団体分)		
松井はるき後援 会	292,018	京都市北 区

自由民主党京都府京都市上京区第二支部

報 告 年 月 日	令和6年12月12日 (令和6年12月11日解散)
1 収 入 総 額	2,644,529
前 年 繰 越 額	2,644,529
2 支 出 総 額	2,644,529
3 支出の内訳	
経 常 経 費	186,249
事 務 所 費	186,249
政 治 活 動 費	2,458,280
寄 附 ・ 交 付 金	2,458,280

松井はるき後援会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七 第一項第一号及 び第二号
公職の候補者の氏名	松 井 春 樹

公職の候補者に係る公職の種類	衆 議 院 議 員
資金管理団体の届出をした者の氏名	松 井 春 樹
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆 議 院 議 員
報 告 年 月 日	令和6年11月26日 (令和6年10月31日解散)
1 収 入 総 額	325,018
前 年 繰 越 額	155,000
本 年 収 入 額	170,018
2 支 出 総 額	325,018
3 本年収入の内訳	
寄 附	170,000
個 人 分	10,000
政 治 団 体 分	160,000
その他の収入	18
一件十万円未満のもの	18
4 支出の内訳	
経 常 経 費	33,000
事 務 所 費	33,000
政 治 活 動 費	292,018
寄 附 ・ 交 付 金	292,018
5 寄附の内訳	
(個人分)	
年間五万円以下のもの	10,000
(政治団体分)	
京都維新の会	160,000
京都市伏見区	

北近畿の明日をつくる会

報 告 年 月 日	令和6年12月23日 (令和6年12月22日解散)
1 収 入 総 額	165,951
前 年 繰 越 額	165,951
2 支 出 総 額	165,951
3 支出の内訳	
政 治 活 動 費	165,951
寄 附 ・ 交 付 金	165,951

さが賢次と語る「市民参加の会」

報 告 年 月 日	令和6年12月25日 (令和6年12月20日解散)
1 収 入 総 額	2,750
前 年 繰 越 額	2,750
2 支 出 総 額	0
翌年への繰越額	2,750

京都府選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の指定に係る事項は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 14 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
新 實 彰 平	参議院議員	にいみ彰平後援会	京都市下京区七条通油小路東入大黒町 227 第 2 キョー トビル 402	令和 6 年 11 月 25 日



京都府選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により届出のあった資金管理団体の届出事項の異動に係る事項は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 14 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
宇佐美 賢 一	ウサミ京都市政研究会	主たる事務所の所在地	京都市左京区松ヶ崎河原田町 6 の 1 インペリアル松ヶ崎 305	京都市左京区松ヶ崎海尻町 11 の 7	令和 6 年 11 月 11 日
松 井 孝 治	京都・新しい公共を進める会	主たる事務所の所在地	京都市中京区麩屋町通御池上る上白山町 251 の 1 グラインローレ御所南 401	京都市中京区烏丸御池西入北側龍池町 448 の 4	令和 6 年 9 月 1 日
荻 原 豊 久	豊栄会	公 職 の 種 類	宇治市議会議員	京都府議会議員	令和 6 年 12 月 9 日



京都府選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により届出のあった資金管理団体の指定の取消しに係る事項は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 14 日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	取消年月日
松 井 春 樹	松井はるき後援会	京都市北区出雲路松ノ下町 3 の 6	令和 6 年 10 月 31 日

正 誤

平成 5 年 9 月 28 日付け京都府公報第 482 号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
599	左	下から 7	7 の 1	2 の 1